

## 1 2 月 1 2 日 本 会 議 再 開 ( 第 5 日 目 )

### 1. 出席議員 13名

1 番 議 員	中 嶋 登 君	8 番 議 員	玉 川 清 史 君
2 〃	大 日 向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	柵 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	12 〃	滝 沢 幸 映 君
6 〃	中 村 忠 靖 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	星 哲 夫 君		

### 2. 欠 席 議 員 なし

### 3. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	白 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	北 沢 明 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	宮 原 卓 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	川 島 徳 夫 君
子 ど も 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

### 4. 職 務 の た め 出 席 し た 者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

### 5. 開 議 午 前 1 0 時 0 0 分

## 6. 議事日程

第 1 諸報告

第 2 陳情について

第 3 議案第48号 上田地域広域連合規約の変更について

第 4 議案第49号 坂城町下水道条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第50号 坂城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第 6 議案第51号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について

第 7 議案第52号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について

第 8 議案第53号 令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

追加第 1 議案第54号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

追加第 2 議案第55号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

追加第 3 議案第56号 坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

追加第 4 議案第57号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について

追加第 5 議案第58号 令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

追加第 6 発委第 2号 医療・介護分野の処遇改善と報酬引き上げを求める意見書について

追加第 7 発議第 5号 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書について

追加第 8 閉会中の委員会継続審査申し出について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（中嶋君）** おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思います。ご異議ありますか。

(異議なしの声あり)

**議長(中嶋君)** 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

---

**議長(中嶋君)** 会議に入る前に、総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

**総務課長(竹内君)** 貴重なお時間を頂戴いたしまして誠に申し訳ございません。本定例会初日に上程をいたしました議案第52号 令和7年度坂城町一般会計補正予算(第5号)について、一部訂正がございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書4ページ、款18繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金の右側説明欄の記載に誤りがございました。財政調整基金繰入金4万7,805を4万7,837に訂正をお願いいたします。

度重なる修正となりまして大変申し訳ございません。お手元に正誤表を配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

**議長(中嶋君)** お諮りいたします。ただいまの説明のとおり、訂正することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(中嶋君)** 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第1「諸報告」

**議長(中嶋君)** 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎日程第2「陳情について」

**議長(中嶋君)** 所管の常任委員会に審査を付託いたしました陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「陳情第2号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書」

**議長(中嶋君)** この陳情に関する委員長報告は採択でありました。これより質疑に入ります。

(進行の声あり)

**議長(中嶋君)** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、陳情第2号に反対の方の発言を許します。

**4番（水出君）** 私は、発議第5号（同日「陳情第2号」に訂正あり）「診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書について」反対の立場から討論いたします。

昨今、医療関係の経営赤字や債務超過など、私たち病院など診療機関を利用する者も、報道等を通じて経営の厳しさを耳にします。また、私自身も家族を含め診療・福祉の関係ではお世話になり、献身的な対応をいただける診療関連従事者の皆様には頭が下がる思いです。そして、その皆様の処遇改善を急いで行うことは必要と認識しております。

陳情の趣旨については、おおむね理解するところであります。記載されている趣旨内容は、付託された社会文教常任委員会にて審議されておりますし、陳情者様のご意向や所属されている団体様の処遇事情もありますので、この場で報酬や処遇に関する数値の扱いは、私の賛否の基準からは除外しております。

陳情事項についてですが、2026年度の診療改定と併せ、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定を実施することとあります。1年間前倒しに関して、2026年度の診療報酬改定の基本報酬はこれから決まるので、2025年度末までに前倒しでき得る算定基準や内容が不明であります。

また、仮に診療報酬を各10%上げた場合の想定で賃金反映額を試算しても、賃金を支援することを要求されているため、2026年度春闘結果の反映も必要です。2025年度中にそれぞれ未確定な金額に対して、全額公費による賃上げ支援を今現在要求することには賛同できません。

以上によりまして、発議第5号（同日「陳情第2号」に訂正あり）「診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書」については反対いたします。

すみません、今、発議番号が間違っておりましたので、ここで再度訂正させていただきます。発議第5号と私のほうで冒頭に言いましたけれども、発議第2号の誤りでございます。訂正をお願いいたします。以上です。

度々失礼いたしました。発議ではなく陳情第2号です。申し訳ございません。度々の間違いについて、ここで訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

**議長（中嶋君）** 次に、陳情第2号に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**議長（中嶋君）** 特にないようですので、次に、陳情第2号に反対の方の発言を許します。ございませんか。

（進行の声あり）

**議長（中嶋君）** ないようでございます。

次に、陳情第2号に賛成の方の発言を許します。

(進行の声あり)

**議長(中嶋君)** 特にないようでございます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第2号を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。よって、陳情第2号は採択とすることに決定いたしました。

---

**議長(中嶋君)** 日程第3「議案第48号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る12月1日の会議において、提案理由の説明を終えております。

---

◎日程第3「議案第48号 上田地域広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく(原案賛成、電子採決、全員賛成により)可決」

---

◎日程第4「議案第49号 坂城町下水道条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく(原案賛成、電子採決、全員賛成により)可決」

---

◎日程第5「議案第50号 坂城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

**議長(中嶋君)** これより質疑に入ります。

**13番(大森君)** この条例について不明な点がありますので、質問していきたいと思っております。

この条例は、一般事業者も参入できるという事業で、坂城町の場合、果たして参入される事業者がいらっしゃるかということとはわかりませんが、万が一あった場合のこともありまして、お尋ねしたいというふうに思います。

まず、第1章総則の第5条、「乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、」とありますが、この定期的というのは、一体どういう期間を指すのか不明確であります。毎日受けるのか、1週間なのか、1年なのか、あるいは5年ごとなのか、この規定はきちっと定める必要があると思っておりますが、それについていかがでしょうか。

問い2、外部の者による評価を受けなきゃいけないということになっているんですが、この外部の者というのは誰を指しているのか明確になっていないんですよね。大森を外部の者としてやってもらうということでもいいのかどうか、これについても明確にするべきだというふう

に思います。

次に、第9条の乳児等通園支援事業者の職員の一般要件についてですが、保育士の資格がなくてもいいというふうに書かれているんですが、裏返せばのことですけれども、これは第2章の第22条でいう、町長が行う研修を修了した者、これにあたるのかどうか。

この3点についてお尋ねいたします。

**子ども支援室長（橋本君）** ご質問にお答えいたします。

まず、定期的に外部の者による評価についてでございますが、こども家庭庁から示されている質疑応答集におきましては、外部の者による評価については努力義務とされておりまして、その期間に特段の定めはございませんが、今後、国から示される事項等を参考に、サービスの質の向上につながるよう、実施施設におきまして、期間についての扱いにつきましては適切に検討されるものと考えているところでございます。

続きまして、外部の者による評価についてでございますが、外部の者による評価は、事業者の提供をするサービスの質を事業者以外の公正中立な第三者機関、こちらにつきましては、県の認証を受けた第三者機関を想定しておりますが、こちらの機関が専門的かつ客観的な立場からの評価をするものでございます。

続きまして、乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件についてでございますが、乳児等通園支援事業に従事できるのは、保育士及び町が行う研修や町長が指定する都道府県知事その他機関が行う研修を修了された者とされているところでございます。

**13番（大森君）** まず、問い1の定期的に、そして外部の者という点ですが、お答えでは今後検討していただくだろうということで、じゃあこの条例は今つくる必要はないんじゃないですかね。こんな不安定な条例でやっつけていいのかどうか。

それから、外部の者による評価、公正中立ということはおっしゃいますが、あと県が認定している第三者機関と、具体的に明記すべき内容だと。これまでのいろんな条例の中で、こんな不明確な条例はないんじゃないでしょうか。

その点ですね、もう一度お尋ねするんですが、町独自でつくってもいいじゃないですか。町の条例ですから。例えば年1回は町の検査を受けなければならないと明記すべきでありますし、また、外部の者による評価は町が評価すると。これは当然認可し、そして監督は町長ですので、町が行うというふうに明記していいはずですが、これすらやっつけていないと。こんな不十分な条例はないと思いますので、ぜひ書き直して再提出していただきたいと思いますが。

**子ども支援室長（橋本君）** まず、定期的なという期間の取扱いにつきましては、先ほども申し上げましたように、今後国から示される事項等を参考に、実施施設において期間においては適切に検討されるものと考えているところでございます。

また、外部の機関の明記につきましても、こちらのほうも国等の情報等を精査した上で、適

切なサービスの質の向上につながるよう検討していきたいと考えております。

**議長（中嶋君）** もう一度。子ども支援室長、答弁漏れのところを答弁していただきたいと思いますが、どうですか。

**子ども支援室長（橋本君）** 失礼いたしました。条例案につきましては、原案のとおりとしたいと考えております。

**13番（大森君）** 来年4月、来年度からスタートするわけですから、書き直して臨時会でも開いて、そしてそれを間に合わせればいいだけのことで、今ここで急いで決めなくてもいいと思うんですが、町長、その考えはどうですか。

**町長（山村君）** ただいま、子ども支援室長が説明しました。実施時期は来年4月1日ということであります。その間に、国からの連絡もあるというふうに聞いておりますので、確実にそれをフォローしてやっていくと。

それから、第28条にその他決まっていないことは町長が決めるとなっておりますので、私が責任を持って遂行していくということであります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

---

◎日程第6「議案第51号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について」

**議長（中嶋君）** これより質疑に入ります。

**13番（大森君）** これは指定管理者にする上で、委託費などこういう金額というのは発生するのかどうか。そして、建物修繕等についての費用はどこが負担するのか。その辺の関係はどうなっているのかお尋ねいたします。

**総務係長（宮下君）** ただいまのご質問の委託費についてでございますが、こちらにつきましては、施設ごと委託費の発生するもの、しないもの、そうした性質を見極めて検討しているところでございます。

また、施設の修繕についてでございますが、こちらは公の施設ということで町が所有する施設となりますので、大規模な修繕ですとか、そういったものについては、町が行うものでありますけれども、その他日常使っている中での損耗ですとか、そういったところは、各それぞれの施設の指定管理にあたって協定を結ぶこととなりますけれども、そうした中でどうするというものの取決めを行っているものでございます。

**13番（大森君）** これは、引き続き継続でお願いしていくということになると思うんですが、なっていると思うんですけれども、この委託費、例えばちょっと私は調べてこなかったんですが、今年の場合はどうなふうになっているんでしょうか。

**総務係長（宮下君）** ただいまの委託費がどうなっているかということでありまして、こちらは、今回計上している施設において、上平集会所、網掛集会所については、委託費を支出

しているものでございます。また、坂城集会所、金井地区麦・大豆等生産振興センター、南条・泉区集会所等については、委託費は支出していないものでございます。

その他、農機具保管庫については、委託費を支給しているというところでございます。

**13番（大森君）** 上平集会所と網掛集会所は、委託費が発生しているということですけど、それぞれ今年度の金額はどうなっているんでしょうか。

**企画政策課長（長崎さん）** 再質問にお答えします。

網掛集会所、上平集会所の指定管理の委託料につきましては、施設の光熱水費ですとか施設維持管理に係る経費といたしまして、網掛集会所へは13万8千円、上平集会所へは12万8千円を支出しているところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第7「議案第52号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」

**議長（中嶋君）** これより質疑に入ります。

**4番（水出君）** 歳出について、3点質問をお願いいたします。

まず初めに、5ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節12委託料264万円、複合施設建設事業設計測量委託費等となっておりますけれども、この内容について説明をお願いします。

続きまして、10ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節14工事請負費200万円。この農道等基盤整備事業町単工事の内容について説明をお願いします。

最後、三つ目です。12ページ、款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節14工事請負費245万4千円、この消防施設工事の内容の説明をお願いいたします。

以上です。

**まち創生推進室長（小河原君）** ただいまご質問いただきました、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節12委託料の内容についてのご質問にお答えいたします。

こちらは、8月に開催いたしました複合施設の周辺関係者に対する事業説明会の際、住民の方からご要望いただきました内容につきまして、対応可能な事項につきまして、実施設計の設計変更を行うための経費として計上したものでございます。

**商工農林課長（北村君）** 補正予算書の10ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、農道等基盤整備事業町単工事の内容でありますけれども、小網地区にあります六ヶ郷用水の沈砂池のしゅんせつ工事、土砂の撤去を行うものでありまして、約170立米の土砂撤去を予定しているものでございます。

**住民環境課長（山下君）** 私からは12ページ、款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節14工事請負費の245万4千円の消防施設工事の内容についてお答えいたします。

民地に設置されていた防火水槽 1 基の撤去費用で、土地所有者より当該土地に住宅を建設するにあたり撤去の依頼があったもので、これを撤去する工事費となっております。

**4 番（水出君）** 説明ありがとうございました。特に最初の複合施設の関係等については、町民のそういう意見を聞いて、すぐ反映しているいい内容だと思います。これからもよろしく願いしたいと思います。

以上です。

**議長（中嶋君）** ほかに質疑。

**10 番（祢津さん）** 補正予算書 14 ページ、款 10 教育費、項 4 社会教育費、目 6 文化センター管理費の文化センター管理一般経費の 21 万円について、詳細をお願いいたします。

**教育文化課長（細田さん）** 補正予算書 14 ページ、款 10 教育費、項 4 社会教育費、目 6 文化センター管理費、修繕料 21 万円の内容についてでありますけれども、文化センター正面玄関自動ドアにつきまして、昨年度まで実施しておりました大改修では改修しなかった箇所になりますが、こちらについては 2 年経過し、外側扉について開閉の不具合が生じていることから、修理するものであります。

**2 番（大日向君）** 4 点お願いします。

補正予算書 6 ページ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 11 防犯対策費、防犯灯工事 60 万円。これ何基設置の予定なのでしょうか。また、設置箇所については。

13 ページ、款 10 教育費、項 2 小学校費、目 4 坂城小学校管理費、坂城小学校の修繕の内容について。

14 ページ、款 10 教育費、項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費、体育施設改修工事、この工事の内容。

同じく 14 ページ、目 3 の食育・給食センター運営費、今回これは賄材料費 70 万円とありますが、この内容についてお願いします。

**住民環境課長（山下君）** 私からは、6 ページ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 11 防犯対策費、節 14 工事請負費 60 万円の防犯灯工事の質問についてお答えいたします。

防犯灯の躯体の故障による交換や、周辺の工事などによる移設の撤去・新設・改修工事のもので、緊急性の高いものについて対応するもので、こちらは 6 区 6 か所の工事になります。

**教育文化課長（細田さん）** 補正予算書 13 ページ、款 10 教育費、項 2 小学校費、目 4 坂城小学校管理費の修繕料 52 万 8 千円の内容でございます。

坂城小学校駐車場道路側のポールライトにつきまして、現在点灯しなくなり、柱についても経年劣化から亀裂やさびが見られることから、照明と柱も併せて修繕するものであります。

続きまして、14 ページ。款 10 教育費、項 4 社会教育費、すみません、15 ページですね。15 ページの項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費の体育施設改修等工事 95 万円の内容でござ

ざいます。こちらは、文化センターグラウンドの高圧受電設備更新工事費用として、当初予算で360万円計上していたところですが、高圧トランスの基準が令和8年4月から変更になることから、新基準に変更したことなどにより、不足となる95万円を補正計上するものでございます。

続きまして、同じページ、目3食育・給食センター運営費の賄材料費70万円の内容でございます。学校給食の米飯について、公益財団法人長野県学校給食会へ委託しているところで、通常は1年度間で単価が変わることなく、提供できていたところですが、今年度は新米価格の上昇によりまして、同価格での提供が厳しいとの長野県学校給食会からの依頼によりまして、1月から小学校で1食当たり約12円、中学校で1食当たり約18円の値上げとなり、その分について70万円の増額補正を計上いたしました。

**2番（大日向君）** 答弁ありがとうございました。今の賄材料費のところなんですけれども、物価の高騰が顕著な状況であるのですが、そのようなことを勘案して、8年度の予算立てを今していると思うんですが、そういったところは学校給食費についてどのようにお考えでしょうか。

**教育文化課長（細田さん）** 再質問にお答えいたします。

今の米飯につきましては、長野県学校給食会で1年度分を見積もりまして、1食当たりの単価が示されますので、町の当初予算はこの単価で積算をしております。今年度につきましては、想定よりもちょっとお米の価格が高騰したということで、今回補正のお願いをしているところでございます。

また、給食費全体の賄材料費につきましては、毎年1人当たりの単価を積算して、人数とか人数とかで計算しているところでございますけれども、物価高騰分も勘案しまして必要な栄養素を取れるように予算計上しているところでございます。

**7番（星君）** 11ページをお願いします。款8土木費、項3河川費、目2河川改良費、場所と距離をお願いいたします。河川改良一般経費、水路しゅんせつ工事74万8千円、お願いいたします。

**建設課長（高橋君）** 予算書11ページであります。款8土木費、項3河川費、目2河川改良費、節14工事請負費、河川改良一般経費の水路しゅんせつ工事についてのご質問にお答えします。

こちらは四ツ屋区になりますけれども、産業道路の旭橋から下流ですね、第二美里園様の方角に向かっていくんですが、この間約35メートルから40メートルの部分のしゅんせつ工事を予定しております。

**7番（星君）** わかりました。ありがとうございました。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第8「議案第53号 令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

**議長（中嶋君）** 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第54号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から追加日程第7「発議第5号 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書について」までの7件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（中嶋君）** 朗読が終わりました。

次に、提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、議案第54号から58号まで、順次ご説明申し上げます。

まず、議案第54号「坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、議会の議員及び町長、副町長、教育長の期末手当につきまして、県の議会議員、特別職の期末手当の支給月数の引上げに準じて、支給月数の引上げを行うため、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、議会の議員及び特別職の期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を3.45月から3.5月に引き上げることとし、令和7年12月1日から適用するものであります。

次に、議案第55号「坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、令和7年度の県人事委員会勧告に基づく県の一般職の給与改定を踏まえ、町の一般職につきまして、県に準じて給与改定を行うため、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、給料月額につきまして、給料表を改定し、月額8,100円から1万2,400円の引上げを行い、期末・勤勉手当につきまして、年間の支給月数をそれぞれ0.025月分ずつ引き上げ、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.6月から4.65月に引き上げるものであります。

また、通勤手当及び宿日直手当につきましても、県の改正に準じて支給額を改定するものであります。

なお、給料表、通勤手当及び宿日直手当の改定につきましては令和7年4月1日から、期末・勤勉手当の引上げにつきましては令和7年12月1日から、それぞれ適用するものであります。

次に、議案第56号「坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正することに伴い、本条例において引用する箇所について、同様に改めるものであります。

次に、議案第57号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,668万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を77億4,097万6千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、財政調整基金からの繰入金3,668万1千円を増額するものであります。

歳出の内容につきましては、議員及び特別職の期末手当並びに一般職及び会計年度任用職員の給料及び手当改定に伴う人件費等3,665万6千円、県消防防災ヘリコプター運航協議会負担金2万5千円をそれぞれ増額するものであります。

最後に、議案第58号「令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億3,447万7千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、国庫補助金12万2千円、県補助金6万2千円、一般会計繰入金24万4千円、介護保険支払準備基金繰入金7万3千円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容につきましては、給与改定に伴う会計年度任用職員の人件費として総務管理費18万2千円、包括的支援事業・任意事業費31万9千円をそれぞれ増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（中嶋君）** 次に、趣旨説明を求めます。

**9番（山城君）** 私からは、発委第2号「医療・介護分野の処遇改善と報酬引き上げを求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

国による医療報酬削減政策がおしすすめられる中で、公定価格である診療報酬は上がらず、昨今の物価上昇に対応していない。

また、医療や介護・福祉従事者の賃金を他産業と同じように上げることも難しく、人員不足

にもつながっている。全国的に救急の受け入れや入院の受け入れを制限する病院が相次ぎ、開業医の閉院も起きている。

医療機関は過去最大の規模で倒産、廃業が進み、深刻な経営危機に陥っている。地域住民の医療を受ける権利が困難な状況にあると言える。「地域医療は崩壊寸前」でこのままでは医療機関がなくなり、医療にかかれぬ地域が全国でさらに広がることが強く懸念される。

また、政府は看護師、保健師、介護士、障害福祉などのケア労働者の賃金引き上げを2021年に打ち出したが、その効果は極めて限定的であり、2025年民間主要企業賃上げに遠く及ばない。

政府の責任による医療や介護・福祉事業の安定的な維持発展と、すべてのケア労働者の処遇改善のために、下記の事項について国に要望する。

#### 記

1 2026年度の診療報酬改定と合わせ、1年前倒して介護・障害福祉サービス等報酬改定を実施すること。

2 すべての医療機関と介護・福祉事業者の物価高騰対策も含めて、各報酬の引き上げ改定を実施すること。

3 当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実施すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げて、趣旨説明といたします。

**議長（中嶋君）** 次に、趣旨説明を求めます。

**9番（山城君）** 続きまして、私からは、発議第5号「柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

柏崎刈羽原子力発電所は、東京電力福島第一原子力発電所事故後、原子力規制委員会による度重なる安全性の指摘や、核物質防護上の重大な不備などにより、世界でも例を見ない長期停止を余儀なくされてきた。

とりわけ、令和3年に明らかとなったID不正利用事件や侵入検知設備の故障放置などは、原子力事業者としての根本的な安全意識の欠如を示すものであり、地域住民は事業者の信頼回復が道半ばであることに強い不安を抱いている。

県民アンケートでは、避難経路や放射線の防護対策施設、除雪体制、さらなる整備が必要とする回答が、どちらかといえども含めれば9割の回答である。

一度大事故が起きれば、柏崎市及び刈羽村のみならず、隣接するこの長野県北部の広い地域が被害圏に含まれ、地域社会が破壊され多くの人々が故郷を奪われることになる。

再生可能エネルギーの急速な普及や省エネルギー技術の発展により、原子力発電に依存しないエネルギー供給体制は現実的な選択肢となっている。エネルギーの安全保障・安定供給の観

点からも、原発再稼働を前提としない政策転換が求められている。

以上の理由から、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する。

よって、本議会は、国に対し下記の事項を強く求めるものであります。

記

- 1 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の進めないこと。
- 2 東京電力に対し、原子力施設の安全対策の抜本的改革と情報公開の徹底を求めること。
- 3 国として、原子力発電に依存しないエネルギー政策への転換を図ること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

**議長（中嶋君）** ご苦労さまでした。提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時02分～再開 午前11時12分）

**議長（中嶋君）** 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第54号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第2「議案第55号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第3「議案第56号 坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第4「議案第57号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」

**議長（中嶋君）** これより質疑に入ります。

**8番（玉川君）** この補正によって繰入金が出るわけですが、財政調整基金の残高について、お答えをお願いします。

**財政係長（宮嶋君）** 予算書3ページ、款18繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金、財政調整基金の残高の質問についてお答えいたします。

本補正予算で3,668万1千円を繰入れし、補正予算後の残高は23億1,850万1千

円でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第5「議案第58号 令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第6「発委第2号 医療・介護分野の処遇改善と報酬引き上げを求める意見書について」

**議長（中嶋君）** これより質疑に入ります。

**4番（水出君）** 質問をお願いいたします。まず、この意見書の趣旨等を説明している最初のところでございますが、「国による医療報酬削減政策が推し進められる中で」となっておりますけれども、ちょっとこれは陳情書とは、意見書なので関係ないかもしれませんが、陳情書では「医療費削減政策が推し進められる中」ということになっておりますが、なんかその辺で意図等があればお聞かせください。

それとですね、あと要望事項で「2026年度の医療報酬改定と合わせ、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定を実施すること。」というのは、1年前倒しの仕方とか報酬改定というのは、どんなことを意識しての要望なのか、具体的にお聞かせください。

あと、「当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実施すること。」となっておりますけれども、賃上げ支援策はどんなことを想定しているのかお聞かせください。

以上についてお願いいたします。

**9番（山城君）** 今、水出議員さんから削減の意図と1年前倒しの件と、あと報酬改定全額支援、この三つについてご意見をいただきました。

削減、本文の中に、皆さんご承知のとおり、医療費は、国会の中でも削減については様々な話がありますが、意図としては、陳情者の陳情書を見て、ここはこの文言を入れたほうがいいという委員会としての意図があって、この文を入れました。

1年前倒しというところですけど、できるだけ早く、これも委員会として付託されていきますので、この文言も委員会としてその文言、陳情者の趣旨にのっとり、これも入れたということとであります。

最後の全額公費の件ですけども、同じ答弁になってしまうんですけども、これも委員の皆様から様々なご意見いただく中で、できるだけ早くというご意見等もあったということもあり、この文言については、何度も申し上げますが、委員の皆様からの様々な議論、提案、提言

等があった中での言葉の選びになっておりますというお答えになります。

以上です。

**4 番（水出君）** まず、最初の削減と言っておりますけれども、医療報酬と医療費との違いについてご理解されているのかなというところが一つあります。その辺はいかがでしょうか。

**9 番（山城君）** 水出議員さんから改めての再質問ということですがけれども、医療報酬削減と医療費の違いを理解しているかということに関してのお答えですがけれども、これも委員長として私が皆さんと話をした上で、理解した上でここに載せているというお答えです。

**4 番（水出君）** 陳情者の意図をそのまま採用するということでは、陳情書には「医療費削減政策」と記入しているんですよ。発委第2号で出されたのは「医療報酬削減政策」と書いてあるんですよ。これは明らかに違うんですよ。

報酬というのは、私たちが病院にかかったら、病院側に支払うものですよね。医療費というのは、私たちが自ら出す費用のこと。報酬は向こうが私たちから受け取るものです。結果的には同じようなものになってくるんだと思うんですけど、全然違うんですよ。その辺をこうやって意図を酌んでと書いても、意図を酌まないで変えている。

あと、これは政府に出していく意見書なので、国では医療費削減計画ということでやっているんですよ。本来、正式は医療費適正化計画なんですよ。医療費削減計画についてということで、今いろいろ対策を打って、よく最近私も入院したり、母親が病院にかかったりしてあれなんですけど、皆さんもかかっていたらおわかりかもしれませんけれども、病院は早く出されちゃうとか、何でこんな早く出ないといけないんだと。そんな実情もあったかと思うんですけども、そういったことで今は無駄に医療費をかけることを防いだりしているので、だから医療側とすると受け取る費用は確かに減っているんですけども、そういったことで苦しくはなってくるんですけども、私たち国民が医者に払う費用をできるだけ少なくするように、生活改善もそうです。そういったことを、みんなこういう策定計画の中で計画してやっているんですよ。我々の医療費が全体的に下がっていくことを狙ってやっているんですけども、その辺を、意図を酌んでそのままということでも言われても、ちょっとやっぱり納得する打合せをされていないというふうに私は理解してしまいます。

以上でございます。

**13 番（大森君）** 質問は3回まででしょうか。

**議長（中嶋君）** 3回です。

**13 番（大森君）** わかりました。

**9 番（山城君）** 水出議員さんから再度のご質問、またご指摘を受けて答弁させていただきます。

水出議員さんがおっしゃるとおり、医療費と医療報酬、その違いについて水出議員さんからご指摘というか、ご教示いただいたことには大変感謝いたします。

今、委員会として皆さんそれぞれ調べられて、そして委員会としてこの文言にした。その責任者は、私、委員長の山城ですけれども、この文言にもし誤りがあると、水出さんから見てそう思うのであれば、それに基づいてご判断いただきたい。

ただ、これは私の意見というより、委員会の総意としての意見をまとめたものでありますので、そこら辺をお酌み取りいただく。同じ答弁になっちゃいますけれど、以上でございます。

**議長（中嶋君）** ご苦労さまです。規定によりますので、3回、3回ということで、水出議員には、そういうことでひとつよろしく願いしておきたいと思います。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

**議長（中嶋君）** 特にないようですね。これにて質疑を終結いただきます。

これより討論に入ります。

**4番（水出君）** 私は、発委第2号「医療・介護分野の処遇改善と報酬引き上げを求める意見書について」反対の立場から討論いたします。

本議案について、まず、冒頭、要旨について。「国による医療報酬削減政策がおしすすめられる中で」と書き出しております。そして、こちらは先ほどの質問のとおり、陳情者の意図を酌んでいるということで、そのまま記載したとなっております。

しかし、陳情者の意図は「医療費削減」です。そここのところが大きく違っておりまして、意図を酌んでおりませんので反対とさせていただきます。

その他にも他の引上げ要件等々ありますけれども、まずここが大きく違いますので、本件の差戻し、もしくは反対でとなることを私のほうでは付け加えさせていただきます。私の反対とさせていただきます。以上です。

**議長（中嶋君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。どなたかございますか。

（進行の声あり）

**議長（中嶋君）** 特にないようでございますので、次に、原案に反対の方の発言を許します。ございませんね。

（進行の声あり）

**議長（中嶋君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。特にございませんね。

（進行の声あり）

**議長（中嶋君）** これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎追加日程第7「発議第5号 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書について」  
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成少数により）否決」

---

◎追加日程第8「閉会中の委員会継続審査申し出について」

**議長（中嶋君）** 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりでございます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（中嶋君）** 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

---

**議長（中嶋君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長から閉会の挨拶がございます。

**町長（山村君）** 令和7年第4回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

12月1日に開会されました本定例会は、本日までの12日間にわたりご審議をいただきました。提案いたしました、専決報告、広域連合規約の変更、条例の制定及び一部改正、公の施設の指定管理者の指定、一般会計及び特別会計補正予算、並びに、追加議案として本日上程いたしました条例の一部改正、一般会計及び特別会計補正予算も含め、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

さて、今月8日の深夜に、青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.5、最大震度6強の地震が発生し、気象庁からは新たな大規模地震の可能性が平常時より高まっていることを示す「後発地震注意報」が発表されました。

このたびの地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早く安全が確保され、被災地域の皆様に平穏な生活が戻られることを心からお祈り申し上げます。

さて、令和7年も残り少なくなり、年末に向け何かと慌ただしくなっております。

今年も、まちづくり坂城の皆さんにより、来週17日に冬の坂城駅前を鮮やかに飾るイルミネーションの点灯式が行われる予定となっております。これに合わせて、駅前多目的広場の

169系電車のライトアップも行います。イルミネーションとライトアップは、1月末まで行われる予定ですので、坂城駅前の冬の風物詩をお楽しみいただきたいと思います。

また、今月15日から31日までの17日間は、警察、防犯指導員、千曲交通安全協会、交通指導員などの皆様と連携し、防犯・交通安全の啓発を強化する「年末特別警戒」及び「交通安全運動」を実施いたします。

あわせて、28日から30日までの3日間は、町消防団による「歳末特別警戒」が行われます。寒さの厳しい夜間の警戒に対し、敬意と感謝を申し上げます。

年末年始は、犯罪や交通事故が増加する時期でもあります。町民の皆様におかれましては、一層のご注意をお願いいたしますとともに、大切な生命、財産を守るため、火の取扱いには十分ご注意くださいよう、重ねてお願い申し上げます。

次に、現在、坂城高校南側のコンビニエンスストア付近にて道路拡幅及び舗装修繕を行っております。町道A01号線舗装修繕工事につきましては、年度内の完成を目指して進めております。また、昭和橋につきましては、9月29日から車両通行止めの交通規制を行い、国道側6連目から8連目の上流部の主構（アーチ部）の補修工事を実施しているところでありますが、工事は予定どおり進んでおり、今月末には交通規制を解除できる予定であります。

町民の皆様には長期間にわたりご不便をおかけしておりますが、工事が完了するまでの間、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、インフルエンザが猛威を振るっており、県ではインフルエンザ警報を発表し、感染予防を呼びかけております。町では、来月末までインフルエンザ予防接種の補助を行っており、65歳以上の方は1千円の自己負担で接種いただけるほか、中学生以下のお子さんは1回の接種につき1千円の助成をしております。インフルエンザの流行は今後も続くことが予想されており、年末年始をご家族全員が健康で過ごせるよう、早めの接種をお願いしたいと思っております。

さて、来年、令和8年の干支は「丙午（ひのえうま・へいご）」であります。「丙（ひのえ）」は、成長した陽気が困いに入り、エネルギーが膨れ上がることで勢いが増す状態を意味するとされています。また、「午（うま）」は、陰気が陽に逆らいながら成長する状態を表すとされています。

このようなことから、丙午の年は、在来の支配的な勢力が大いに伸びて盛んになる一方で、それに対する反対勢力も内側から力を増してくる年と言われております。こうした変化の動きを的確に受け止め、柔軟かつ適切に対応することができれば、大きな改革や飛躍につなげることができる年であるとも言われております。

令和8年が、干支のとおり、エネルギーに満ちた一年となり、様々な分野で前向きな変革が進むことを期待するところであります。

さて、町におきましては、これから来年度に向けての当初予算編成作業が本格化してまいります。歳入につきましては、国の動向や社会情勢などを的確に捉える中で町税や地方交付税などを見込むとともに、事業に応じた適切な財源の確保に努めてまいりたいと考えております。一方、歳出につきましては、さらなる事務事業の効率化を図り、限られた財源の中で「SDGsの達成」と「デジタル変革への取り組み」を意識しながら、町民の皆様の多様な行政ニーズへの対応を図ってまいりたいと考えております。また、今年度は町にとりましても、第6次長期総合計画の前期5か年が終了する節目の年でもあります。後期5か年に向け、町民の皆様に幸せを実感していただける「ウェル・ビーイング」のまちづくりに向けた諸施策を展開できますよう、議会の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

さて、新春1月は、元旦に1年間の健康を願う「元旦マラソン」を皮切りに、4日には「新春賀詞交歓会」が開催され、5日の「席書大会」に続いて、7日にかけて作品を展示する「書初展」も行われます。また、18日には町消防団の「出初式」を挙げるほか、スキー&スノーボード教室も開催されるなど、新年も盛りだくさんのイベントが計画されております。

議員各におかれましては健康に十分留意され、新しい年をお迎えいただきますようお祈り申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

**議長（中嶋君）** これにて令和7年第4回坂城町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（閉会 午前11時42分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 中 嶋 登

坂城町議会議員 大日向 進 也

坂城町議会議員 塚 田 舞

坂城町議会議員 水 出 康 成